

## 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（第8回）

### 議事録

#### 【開催要領】

開催日時：令和4年3月23日（水）14：00～16：00

開催場所：WEB会議

出席者：高橋座長、石川構成員、片桐構成員、木村構成員、小西構成員、建部構成員、  
山本構成員

事務局：三橋行政課長、中西理事官、渡邊理事官

#### 【議事次第】

1. 開会
2. 意見交換
3. 閉会

#### 【資料】

資料1 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会  
中間報告（案）【概要】

資料2 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会  
中間報告（案）

#### 【議事録】

○高橋座長 それでは、定刻より前でございますが、予定された方、先生方、おそろい  
でございますので、ただいまから第8回の新たな社会経済情勢に即応するための地方財務  
会計制度に関する研究会を始めさせていただきます。よろしくお願います。

本日、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年度は本日で最終回となります。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

これまでの研究会の議論を踏まえまして、「新たな社会経済情勢に即応するための地  
方財務会計制度に関する研究会中間報告（案）」を事務局において作成いただきましたの

で、事務局より御説明頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○渡邊理事官 事務局から御説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたい  
と思います。

事前に、中間報告の（案）、皆様にお配りをさせていただいて、一度御校閲いただいた  
ところであります。できる限りの修正はさせていただいたつもりですが、その点も含め  
て、また、頭から御説明させていただきたいと思ひます。

本日は、中間報告、御覧いただひているということを目前提としまして、概要のほうで  
簡単に説明させていただきまして、その後、重ねて御高見を賜ればと思ひますので、ど  
うぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

資料1の新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会中間  
報告（案）の概要を御覧いただければと思ひます。

この中間報告（案）、4つのパラグラフに分かれておりまして、まず、第1、本研究会  
の問題意識から始めさせていただきたいと思ひます。

まず、上の囲み、背景とありますところ、本研究会を開催するに至った背景、問題意  
識を書かせていただひております。地方財務会計制度は、昭和38年の地方自治法改正  
において抜本的な見直しが行われ、それ以来今日に至るまで、基本的な枠組みを維持し  
つつ、累次にわたる所要の個別の改正がされてきたという経緯。

その上で地方財務会計制度は、地方自治法に定める他の制度と比べても規律密度が高  
いという特徴があつて、その結果として、社会経済全体としての一般的なニーズと地方  
財務会計制度の間に実態の乖離とか、タイムラグが発生しがちであるということがござ  
います。

昨今、我が国の人口減少・高齢化社会、デジタルトランスフォーメーションへの対応  
など、昨今の社会経済情勢に地方公共団体は即応し、引き続き持続可能な形で地域社会  
を支えることができるようにしていくことが必要であり、地方公共団体の諸活動の基盤  
となつてゐる地方財務会計制度について、今後の社会経済情勢の進展にも十分即応し続  
けていけるような柔軟な仕組みとしていくよう検討することが必要と背景を述べさせ  
ていただひております。

そして、本研究会を開催するに至った目的で、下の囲みのところでありますが、地方  
公共団体がこれからの社会経済情勢の進展に的確に即応していくため、政策形成手続や  
行政運営をはじめ、社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般

について見直しを幅広く議論するために開催するに至ったということがございまして、その基本的な方向性としましては、見直しの方向性としましては、地方財務会計制度について、地方公共団体の裁量性を確保するために所要の規定の規律密度の在り方に検討を加えつつ、他方で、裁量の拡大に見合ったチェック機能の強化や手続の明確化などの規定の整備をする方向で見直しを検討していくという目的で開催に至ったところであります。

2ページをお願いいたします。

その上で、この研究会、どのように検討してきたかという手順を書かせていただいております。

地方財務会計制度全般について見直しをするというふうに、本研究会の目的を置かせていただいておりますが、昨今の社会全体のデジタル化の進展などを踏まえまして、まずは、ニーズの公金の収入・支出委託等の制限の見直しについて検討を進めさせていただいて、その検討の成果、結果としまして、その方向性をこの中間報告の中に提言をさせていただくということで取りまとめをさせていただきました。

その公金の収入・支出などの制限の見直し以外のその他の事項につきましても、今後、地方財務会計制度の規律密度を緩和するなどの横断的な視点から現行制度を検証して具体的な見直しの方策を検討していくということとしまして、来年度の課題とさせていただきます。

ただ、下に掲げさせていただいております3つの事柄につきましては、幅広い議論が必要なため、具体的な見直しの案というよりも、今後の検討なり取組に資するような課題や論点の整理をさせていただくと思っております。

すなわち、その3つの事項は、1番目は予算・決算、2番目は入札・契約のようなもの、あとは、長と議会の権限配分に関わるようなものについては、慎重な検討が、幅広い議論が必要なために、検討の方向性の提示に向けて議論を進めていきたいというものでございます。

3ページ目をお願いいたします。

現行制度の紹介であります。

まず、現行制度の基本的な考え方といたしまして、地方財務会計制度は、地方公共団体の予算の執行権限などの財務行為は長の権限であることを原則としつつ、住民による民主的統制の下、その執行について公正性・公平性・中立性を確保する要請に基づき、

広範にわたって詳細な規定が設けられているということをさせていただいております。

このことを基本的な考え方として、下に掲げております7つの目的の下に、実際地方財務会計制度は設けられているというを紹介させていただいております。

引き続きまして、4ページをお願いいたします。

改正経緯を紹介させていただいております。

まず、地方財務会計制度は、昭和22年の地方自治法の制定の際に、従前の市制・町村制などにおける定めを踏襲したということでありまして、その後の朝鮮特需であるとか、そういったその戦後の社会経済情勢の急速な進展において、実情に沿わずに時代遅れとなっていったと。地方公共団体の行政運営に支障を来してきたということを踏まえまして、昭和38年に地方自治法の抜本的な見直しによりまして、新たな地方財務会計制度がつけられたというを紹介させていただいております。

その後も、社会経済情勢の進展に沿って、それとともに、地方分権の進展に伴って地方公共団体の裁量性を拡大することを基本的な方向性としまして、国の同様の制度の見直しをするであるとか、または構造改革特区、規制改革要望、分権提案における地方公共団体などからの要望を踏まえて個別に改正をしてきたという経緯を紹介させていただいております。

5ページをお願いいたします。

第3といたしまして、地方公共団体の公金の収入・支出事務の委託制限などの見直しについて、具体的な案を御提示をさせていただいております。

基本的には、これまでの研究会の議論で事務局より提示をしたたたき台を基に、先生の皆様の御意見を踏まえて修正したものを掲げさせていただいております。

まずは、公金の収入事務の委託制限のところであります。現行制度の概要をまず、紹介をしております。

地方自治法243条において、地方公共団体は、法令に定めがある場合を除き、公金の徴収・収納事務の権限を私人に委託し、または行わせてはならないとされているところであります。

具体的には、3つ目の丸のところ、使用料・手数料の徴収または収納であるとか、地方税・分担金、負担金・過料等の収納の事務であるとか、個別法令に基づく歳入の徴収または収納の事務を委託することができる制度となっております。

6ページ目をお願いいたします。

2番目に見直しの必要性を掲げさせていただいております。

昨今、我が国の社会経済活動全般の効率が求められている中、住民の利便性の向上を図りつつ、地方公共団体の公金の取扱いに関する事務の効率化を図るためには、地方公共団体の歳入について私人に委託をすることができる範囲を拡大するなどの見直しが必要であると、そういう必要性、そして、そのような必要性に基づきまして、まずは…、あ、失礼いたしました。

その一方で、令和3年度の税制改正によりまして、指定納付受託者制度が導入されていることと合わせて、これまで私人委託制度が導入され運用されてきているところであります。指定納付受託者制度については、今年の1月に施行されて間もないものでありますことから、まずは、私人委託制度の見直しを図ることとすべきではないか。

私人委託制度については、これも今年の2月に地方自治法施行令などを改正させていただきまして、分担金・負担金・過料などを私人に収納事務を委託することができる歳入として追加をさせていただいたところでありますが、加えて、重ねて、さらに今後のニーズに柔軟に対応し得る制度とするために、さらなる見直しを検討すべきという方向性を提示させていただいております。

そして、見直しの基本的な考え方、3番目に掲げさせていただいております。

まず、公金取扱いの原則をどうするかということについて触れさせていただいております。

地方公共団体は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の権限を私人に委託し、また、行わせてはならないという原則、それ自体は、公金の取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期する観点、そして、地方財務会計制度全般に通ずる公正性なり、厳正性の水準を維持する観点から、これを存置すべきじゃないかということを提示をさせていただいております。

その上で基本的な方向性として、徴収事務については、現行制度と同様に、法令に特別の定めがある場合に限って私人委託をすることができるとしてはどうか。収納事務については、私人に委託することができる歳入の範囲について地方公共団体の一定の裁量性を認める方向性で見直してはどうか。さらに、徴収事務と収納事務を見直す場合であっても、今後の活用を促進する観点から、現行制度と同等以上の公正性・厳正性を確保することが基本であると。その上で、徴収・収納事務の双方に共通する仕組みとして、チェック機能を明確化することが適当であることから、これから述べさせていただくよ

うな新たな措置・手続を設けてはどうかとさせていただいております。

7 ページ目をお願いいたします。

具体的な見直し事項としまして、①番目から⑥まで掲げさせていただいております。

①から説明させていただきたいと思います。

まず、①私人委託の対象となる公金の範囲の明確化であります。先ほど、基本的な方向性で申し上げましたように、徴収事務については、現行制度と同様に、法令・政令に特別の定めがある歳入に限定すべき。収納事務については、私人に委託をすることができる公金、この場合、歳入に加えて歳入歳出外現金も加えさせていただいておりますけど、その範囲を条例によって決定すべきという方向性を提示させていただいております。

次に、②受託者等となることのできる者の要件の設定であります。受託者となることのできる者についての要件を設けることとすべきではないか。そして、受託者からの第三者に対する再委託については、地方公共団体の承認、許可、承認を求めるなどの規定を置くとともに、再委託を受託する者にも受託者と同様の要件を設けてみてはどうかと書かせていただいております。

次に、③決済サービスの明確化であります。決済サービスにつきましては、私人委託制度の特質、性格を踏まえまして、現金とプリペイドに限定すべきではないかということとあります。

④番目、受託者などに係る手続等としまして、こちらにつきましては、現行の受託者は、納入通知書に基づかなければ公金の収納することができないとか、受けた収納につきましては、指定金に払込みをしなきゃいけないとか、そういう現行手続はそのまま存置すべきという方向性を提示させていただいております。

8 ページ目をお願いいたします。

⑤地方公共団体によるチェック機能等の拡充であります。チェック機能として、現行制度、設けられております、会計管理者による定期・臨時の検査などについては、そのまま存置すべきであることとさせていただいております。

それに加えまして、裁量性の拡大に伴いまして、再委託先の監視・監督機能の拡充、②番目、受託者の帳簿保存義務、③番目、法定の契約解除権などを追加すべきじゃないかということとあります。特に、②、③につきましては、指定納付受託者制度で同様の、類似の規定があるものですから、それとパラレルに設けてみてはどうかということとありますし、①の再委託先の監視・監督機能につきましては、再委託先についての手続な

り、要件を書くということであれば、パッケージとしてチェック機能を設けるべきじゃないかという観点であります。

下の米印、これまでの研究会の皆様のご議論におきまして、例えば、受託先に、地方自治法243条の2の2の職員の賠償責任の規定を適用させるようなチェック機能も必要なのではないかというふうに御提言いただいたところであります。

それについては、恐縮ですが、本文のほうを御覧いただきまして、11ページ目を御覧いただければと思います。

真ん中あたりに、なお書きから始まるところでありますが、読ませていただきますが、「なお、受託者等に起因する未納等が原因となって地方公共団体の歳入について損害が生じるような場合において、受託者の賠償責任とその手続を法定することも検討の対象となり得る。しかしながら、地方公共団体と受託者との徴収・収納委託契約は、他の契約一般と同様に一般の私法上の契約として締結されているところであり、法律の規定に基づいて受託者やその従業員に対して賠償責任を負わせるなどの厳格な責任を求めること、例えば、地方自治法第243条の2の2の規定を適用することなどについては、地方公共団体の契約全般に関する契約の相手方に係る損害賠償責任のあり方にも関わるものであることから、慎重に検討されるべきものと考えられる」とさせていただいております。

概要資料にお戻りいただければと思います。概要資料8ページの⑥から説明を続けさせていただきます。

⑥個別法令上の制度の取扱いであります。地方自治法、一般法としまして、個別の法令に根拠を置く歳入については、個別の法令の規定に基づいて、私人委託をするしないの判断をしているというところではありますが、個別法令の歳入のうち、収納事務に限定しているようなものについては、この際、一般法としての地方自治法・地方自治法施行令の規定によることとして、個別法の制度を廃止することを基本とすべきじゃないか。そして、徴収事務としているもの、個別法令の歳入につきまして、徴収事務を委託することができるとしているものについては、収納事務としても支障がないものは廃止をし、実態上も徴収事務を委託する趣旨を定めるものについてのみ個別の法令の規定を存置すべきという取扱いにしてみてもどうかと、置かせていただいております。

9ページをお願いしたいと思います。

次は、支出事務の委託制限について、まずは、制度の概要から紹介をさせていただい

ております。

最初のところは、収納と同じであります、具体的、支出事務の委託としまして、実際には外国において支払いをする経費、遠隔地などにおいて支払いをする経費、報奨金、生活扶助費、非常災害のために即時支払いを必要とする経費など、住民の便益の増進を図る目的や会計事務の効率化という実務上の要請に基づき、個別に列挙する形で経費を定めさせていただいているところであります。

次に、(2) 番目の見直しの必要性であります。

先ほど申し上げましたように、徴収・収納事務について見直しをするということであり、これら、支出事務と合わせて、地方自治法の243条に基づく制度でありますから、支出についても、地方公共団体のニーズに応じて柔軟に対応できる仕組みとすることを考えてみてはどうかと、その見直しの必要性を置かせていただいております。実際に新型コロナウイルス感染症対策の各種給付金の支払いについても、一定のニーズがあったというふうに、ニーズの認識をしております。

10ページをお願いしたいと思います。

(3) 番目、見直しの基本的な考え方であります。

研究会の我々から提示をさせていただきました、たたき台におきましては、支出事務についても、その経費の範囲を条例に委任をして、地方公共団体の裁量に任せて委託をすることができることとしてはどうかという、たたき台を提示させていただいたのですが、その際、徴収と収納事務と支出事務というのは性格が違うということと、支出事務の委託の場合、一定程度の資金をあらかじめ交付をした上で、その資金交付した範囲で受託者が支払いをする権能を得るという性格であるものですから、それを制度上、制限なく認めるということは、その大きな資金を指定金融機関以外のところに設けるので、それが適当かどうかということは慎重に検討すべきではないかということもありますし、ここの概要資料に書かせていただきましたが、受託者の恣意的な支出が行われることにより、地方公共団体が損害を被る蓋然性が高いことは否定できないという側面があるという考え方を提示しまして、概括的に、包括的に地方公共団体の裁量に委ねるというステージに踏み込む前に、まずは、地方公共団体のニーズを踏まえまして、地方公共団体のニーズに沿った上で、現行の政令の規定に経費を追加していく形で、まずは見直しを検討してみてもどうかと、検討の方向性を修正をした上で、こちらのほうに記述をさせていただいております。

引き続きまして、その他の収入事務の見直しとしまして、口座振替、あとは、口座振込、これを地方自治法上、もうちょっと使い勝手よくしてはどうかという御提案をいただいているところであります。その御提案はごもっともでありますし、昭和38年の社会経済情勢を前提とした制度でありますので、これを現在版にリニューアルすることは、もちろん見直しをしていくということ、見直しをする必要性があるということではありますが、ただ、一方で、指定金融機関の権能に関わるものであること、あとは、地方公共団体のニーズがあるかどうかということもございまして、地方公共団体なり、指定金融機関側の事情なり、意見を聴取した上で見直しを引き続き検討してみてもどうかというふうにさせていただきました。

引き続きまして、最後、第4、今後の検討事項というところでございます。

本研究会としての提言においては、いずれも地方自治法などについて一定の改正が必要になるとともに、自治体の実務に大きな影響を与え得るものでありますことから、提言の実現に向けては、さらに法制上の整理を進めるとともに、実務上の課題について、地方公共団体はじめとする関係者の意見を十分に踏まえて行うことが必要であると。

そして、引き続き、地方財務会計制度の規律密度を緩和する等の横断的な視点から、現行制度を検証して具体的な見直しの方策を研究会で進めていくと結ばせていただいております。

ただ、ここの概要資料では書いておりませんが、本文のちょっと15ページ以降を御覧いただければと思うのですけれども、本文15ページの第4、今後の検討事項の2パラ目、なお書き以降のところではありますが、今回の研究会の議論の中で、なお、検討の余地が残されているものとして、指摘があったことを紹介をさせていただいております。

特に御指摘をいただきましたのが、私人委託制度と指定納付受託者制度の納付の効果が及ぶ時点が違うということをどう考えるかというところであります。この点については、昨今の社会経済情勢なり、商取引の実態を踏まえれば致し方ないということで御説明をさせていただいて、一定の御理解いただいているところだと思っておりますが、今後の社会経済情勢の進展なり、商取引の進展を踏まえれば、なお、今後の検討の余地があるということを紹介させていただくという趣旨で、ここのなお書き以降の記述を書かせていただいているところであります。

ということで、このような形で、中間報告書（案）を取りまとめさせていただきました。

事務局からの説明、以上でございます。どうぞ、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。どなたでも結構でございますので、どうぞ、御自由に御発言頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○木村構成員 よろしいですか、最初に。

○高橋座長 じゃあ、木村先生、どうぞ。

○木村構成員 すいません。挙手機能を使うべきだったのかもしれませんが。

この段階で申し訳ないのですけれども、事前にじっくりと拝見する時間持てませんで、特に意見なしということでメールでは御連絡したのですが、今、拝見して、私の意見の関係で、これは先生方の御意見でもあったとは思いますが、損害賠償の関係で、記述の位置に問題があるのではないかということに気がつきまして、最初に、修正の提案をさせていただきたいと思います。先ほど読んでいただいた、11ページの⑥の直前のなお書きですけれども、この文脈としては、収入の場合に限って書かれていますが、私の意見としては支出の場合も当然含んでいるわけで、むしろ、支出の場合のほうがその蓋然性は高いわけです。まさに最後に御説明いただいたように、支出の場合に使い込みがなされる可能性のほうが大きいので、私としては、収入のみならず支出についても、こういう損害賠償制度を検討する必要があるという趣旨で申し上げました。そこで、むしろ、一番最後の、先ほどの納付の時点の話と並列させるほうが望ましいのではないかと思います。

前に申しましたように、この2つの検討課題は、理論的にいえば、根っこは同じだと考えています。要するに、監査の範囲をどう見るか、公金の概念をどう捉えるかという意味では、共通の問題です。本来であればその辺の理論的な説明をするべきなのですが、私も短い言葉でそれを的確に表現する準備が今ありませんので、合体させるのは無理としても、最後の検討課題のところと並列させるのが好ましいのではないかと思います。それが差し当たっての意見です。

以上です。

○高橋座長 御指摘、ありがとうございました。

どうしますか。

○渡邊理事官 その方向で検討させていただきたいと思います。

○三橋行政課長 その方向でやります。

○高橋座長 あ、そうですか。はい。その方向で御検討いただくということですね。

○三橋行政課長 確かにおっしゃるとおりだと。

○高橋座長 大分組み替わる可能性があるかなと思ったのですが。では、事務局、よろしくをお願いします。

○三橋行政課長 すいません。我々の捉え方がちょっと不十分だった。はい。

○高橋座長 はい。じゃあ、木村先生、どうもありがとうございました。

それ以外に先生方いかがでしょうか。どうでしょう。じゃあ、もう最後ですので、順番に石川先生、いかがでしょうか。

○石川構成員 ありがとうございます。

私からは特にございません。こちらで同意したいと思います。

○高橋座長 分かりました。はい。

それでは、次、片桐先生、いかがでしょうか。

○片桐構成員 ありがとうございます。

報告書の（案）のほうは、私どもの議論を十分に反映していただいて、私としては特に異論がございません。引き続き、より充実した制度になるように、今後も続くということですので、議論を続けさせていただけたらなというふうに思います。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、小西先生、いかがでしょうか。

○小西構成員 ありがとうございます。

私の意見も、かなり工夫して配慮してくださったようなので、感謝申し上げます。特に異論ございません。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、建部先生、いかがでしょうか。

○建部構成員 すごく細かな点なのですが、概要の1ページの背景の3つ目の白丸、

「我が国の人口減少・高齢化社会」とありますけれども、日本が高齢化社会だったのはちょっと昔のことなので、高齢社会か、超高齢社会と変えたほうがいいのかなど、すごい細かいことで申し訳ありませんけれども、ちょっと気になったので、せっかくなのでお伝えしておくのが第1点と。ごめんなさい。高齢化社会って、ちょっと前の話なので、正式な場所に出るときにはちょっと気をつけておいたほうがいいのかなど。ごめんなさ

い。

あと、もう一点、これは本当に真面目な話なんですけれども、法定解除権の条文を教  
えていただければ、法定解除権を定めた条文第何条か、今ちょっと気になって見つけよ  
うとしたんですけど、見つけられなかったので、教えていただけたらありがたいと思  
いました。

○高橋座長 どうも御指摘ありがとうございます。

まず第1点目ですが、これはパワーポイント独特の話でしょうかね。

○建部構成員 そうです。

○高橋座長 本文にはね返らない話でしょうか。事務局、その辺、いかがでしょう。

○渡邊理事官 本文の根っこはどこにあるんだっけ。本文のどこか分かりません。

○建部構成員 本文は、この高齢化社会の表現はありませんでした。

○渡邊理事官 高齢化等の人口構造の変化……。

○高橋座長 高齢化等の人口構造の変化というので、本文には跳ね返らない話ですね。

○渡邊理事官 一般的な使われ方とか確認をした上で、ポンチ絵のほうも修正したいと思  
います。

○高橋座長 総務省全体の文章との関係もあると思いますので、そこら辺はチェックして  
いただいて適切に対応してください。どうもありがとうございました。

それでは、2番目の点についてはいかがでしょうか。

○渡邊理事官 その私人委託制度についての法定解除権というのは今、特段定めがないと  
ころです。これからあたり設けてみたらどうかということありますが、地方自治法で、  
一般的私法上の契約についての契約の解除権定めているものは、238条の5の6項で、  
普通財産を貸し付けした場合、その公用または公共の用を契約期間中に公用なり、その  
地方公共団体側のニーズが出た場合には契約を解除することができるという規定がご  
ざいます。

○高橋座長 238条の？

○渡邊理事官 5、238条の5第6項です。

○高橋座長 第6項。

○渡邊理事官 普通財産の貸付け、もしくは売払い……、あ、すいません。まず、貸付け  
ですね。6項で貸付けをした場合に、借受人が指定された期日を経過してもなおこの用  
途に供せず云々というようなところであります。

- 高橋座長 では、6項で準用し、7項で準用しているということですね。
- 渡邊理事官 はい。7項でも準用しております。
- 高橋座長 はい。そういうことだそうです。建部先生、いかがでしょうか。
- 建部構成員 すいません。勘違いしていました。指定納付受託者制度に関して法定解除権があるわけではないということ。
- 渡邊理事官 失礼しました。指定納付受託者制度の指定は、指定の解除をすることが規定がございまして、それは、ちょっと待ってください。指定の取消しの規定として、地方自治法231条の2の7があります。地方公共団体の長が指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるというような規定があります。
- 建部構成員 すいません。231条の……。
- 渡邊理事官 1条の2の7です。
- 建部構成員 2の7ですか。
- 渡邊理事官 はい。今年の1月から施行された規定でありまして。
- 高橋座長 今年の1月から施行された規定ですね。
- 三橋行政課長 もう読み上げて。
- 渡邊理事官 はい。もう一度読み上げさせていただきます。

第231条の2の7といたしまして、普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第231条の2の3第1項の規定による指定を取り消すことができる。1、1号、第231条の2の3第1項に規定する政令で定めるものに該当しなくなったとき、で、第2号、231条の2の5第2項または前条第2項の規定による報告をせず、または虚偽の報告をしたとき、3号目、前条第1項の規定に違反をして、帳簿の備付けをせず、帳簿に記載せず、もしくは帳簿に虚偽の記載をし、または帳簿を保存しなかったとき、で、最後4号目ですが、前条第3項の規定による立入り、もしくは検査を拒み妨げ、もしくは忌避し、または同項の規定による質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をしたとき、で、第2項、普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときはその旨を告知しなければならないと規定をされております。

これは、あくまでもその指定という行為でありますので、指定を解除するということではありますが、私人委託制度につきましては、その契約関係でございますので、契約の

解除権として類似のものを設けてみてはどうかという御提案させていただいております。

○建部構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 よろしいでしょうか。

○建部構成員 はい。大丈夫です。ありがとうございます。

○高橋座長 ほかはいかがでしょうか。山本先生、入られました。今、報告について、御説明について御意見頂戴しているんですが、資料1、資料2について。山本先生、いかがでしょうか。

○山本構成員 今入ったばかりで、今すぐは難しいので、後でお願いします。

○高橋座長 はい。じゃあ、取りあえず、ちょっとお待ちして。

ほかに、最後でございますので、追加で何かコメント等いただければありがたいと思いますが、木村先生、何か追加でありますか。

○木村構成員 よろしいですか。

基本的なことを、私自身が勘違いしてないかと思って、確認させていただきたいのですが、パワーポイントの6ページの収入のほうですが、6ページの下の段の見直しの基本的な考え方の2つ目の丸で、(a)徴収と収納を分けるということで、このあたりについては議論はありますが、この辺が落としどころかなというところで私も了解はしております。

ただ、自治体の裁量性を広げるのだったら、徴収についても自治体のフリーハンドを認めていいのではないのかなという思いがありまして、ここだけ行政課の伝統的なスタンスといたしますか、法律とか政令で縛るというスタンスが残っているという印象がないではないというのが正直なところではあります。

とはいえ、ある程度の線は引かなければいけないということで、結論的にはよろしいと思うのですが、1点お伺いしたいのは、法令の現状として、徴収については、今現在、私人に委託する例はあまりないというふうに書かれていますけれども、この辺について、自治体の自主条例で定めて定額的な徴収をするというような場合にまで、この話が及ぶということですか。

○高橋座長 事務局、いかがでしょうか。

○渡邊理事官 今、木村先生おっしゃったのは、徴収というものであってもその定型的なものについては、条例に委任することとしても差し支えないんじゃないかというお考え

だということによろしいですか。

○高橋座長 いや。現行の質問じゃないですか、今の話は。独自条例について、そういう事例があるかないかという御質問だったと思いますけど。

○木村構成員 出発点としてはそうです。

○渡邊理事官 独自条例で徴収の定めているというんですか。

○木村構成員 そうですね。

○渡邊理事官 それは、その徴収、その歳入の根拠を条例に置くと、そういうことでございますでしょうか。

○木村構成員 そういう条例は定められないという結論になるんですか。

○渡邊理事官 ごめんなさい。ちょっと……。

○三橋行政課長 現行制度が……。あ、よろしいでしょうか。

現行制度、今、私人への徴収委託は、法律か政令に定めるものしかできなくなっていますので、独自条例で定めることはできない、法律上できない。それは現状でもそうですし、今回の中間報告でもそれを変更するつもりはない。そういう整理です。

○木村構成員 その辺がどうかなんですよね。ですから、伝統的なスタンスがここだけ維持されているというわけですね。民間委託の許容される範囲については、もうそれほど明確な線引きができないというのが私の意見であり、少なくとも学界の有力説でもあると思うのですが、それにもかかわらず、自主条例で徴収の規定を定めることまで排除する。それも所得制限とかのデリケートな話にかかる場合はともかくとして、定額でサービスに対する徴収をするというようなものについてまで排除する必然性があるのかなという疑問がないではないのですが、この辺は、今後、また、もう一段階規制緩和をする可能性があるという、そういう含みを残した中間報告ということによろしいんですかね。

○渡邊理事官 徴収を……。徴収の事務については、法律、政令の特別の定めがある場合に限って私人に委託をすることができるという取扱いをまた継承してみてもどうかという提案は、今、現状として、個別法に基づいて歳入を定めているものが数多くありまして、もちろん税金もその一つの個別法の一つでありますし、放置違反金であるとか、各種罰金であるとか、国民健康保険料とか、様々な歳入が個別の法令で定まっているところであります。

その個別の法令の権限を地方公共団体の判断で委任することができるかどうかという

のは、それは個別法令の判断も入ることになると思いますので、一概に一般的な取扱いとして、地方自治法によって徴収の事務を一般的な制度として認めるということはちょっと難しい、法技術的にというんでしょうか、法制上ちょっと難しいのかなという論点もありまして、このような取扱いにさせていただいているということも、これまでちょっと御説明させていただいているところを重ねて、また繰り返させて御説明させていただいています。

○三橋行政課長 追加でよろしいですか、先生。

○高橋座長 はい。

○三橋行政課長 先生おっしゃっているのは、各個別法に基づく徴収は、今、渡邊理事官おっしゃるとおりなんですけども、独自条例で基づく徴収しなきゃいけない何かものがあるって、そういうものまで含めて許さないということでもいいのかって、多分そういう問題意識なんじゃないかなと思いますけども、その場合は、徴収というものがその調定行為まで含んだ、権力性も含んだ行為でありますので、それを、今は法律と政令でのみそれを、そこまで調定や徴収権限まで含めた行為を受権しているというのが今の自治法なんですけど、それをさらに条例に基づく、根拠を条例とするものまで含めてその徴収権を私人に与えるという道を開くという、多分御提案だと思いますけども、そこまでいくニーズがあるかどうかということも含めて、まあ、ちょっと今の段階では、我々としては、そこまではニーズなり、あるいは整理なりがちょっと追いついていないという、ニーズの把握と整理が追いついていないということなのかなというふうに思っております。

○木村構成員 今の課長の御説明で分かりましたが、研究会の表題のところ、あるいは問題意識のところ、明確に書いてあるように、新たな社会経済情勢に即応するための報告書というわけですね。今後そういう話、つまり自治体が、現行の法律とか政令で規定していないような自主条例を新たに制定するということもあり得るわけで、それに即応するような地盤をここで提示しておく方が、私はよいのではないかと思います。また、今、課長がおっしゃった公権力性という概念も、すべての徴収には当てはまりませんし、それほど明確な切り札ではないということは繰り返し申し上げているところですので、ちょっとここだけ、かたくなかなという印象がないではないということを申し述べておきたいと思います。

これ以上、ここで議論しても收拾つかないと思いますので、これで結構だと思います。

○三橋行政課長 十分御指摘は、先生、主張されていることはよく分かりました。ちょっと

と最終的にどう整理するかは考えてみたいと思います。

○高橋座長 どうも、そういう意見もあったと書くかどうかという点については、事務局として考えてみてください。そこら辺は後で調整したいと思います。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。山本先生、そろそろよろしいですか。

○山本構成員 資料1の10ページで、支出事務の委託の拡大に関しては、支障のないものを追加して規定するとありますが、資料2を見ると、政令の中にその都度列記していくということでしょうか。見直しの必要性のところで各種の給付金の話が出てくるところ、これに対応する見直しとして、政令の中に、何かそういうものが出てくるたびに書き入れていくというイメージでしょうか。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○渡邊理事官 はい。先生御指摘のようなイメージで見直しを進めてみてはどうかと考えております。

○山本構成員 資料2の14ページの冒頭がそれに対応する部分かと思いますが、追加して規定することを基本としつつ、さらにその拡大について検討を進めると書かれており、「基本としつつ」の後のところは、もう少し何か違う方法も今後検討するという趣旨で書かれている。

○渡邊理事官 それは御指摘のとおりでして、前回の研究会のたたき台として、我々、その支出をできる経費の範囲を条例に委任してはどうかということを御提案させていただいたところなんですが、ここの中間報告にも書かせていただいているような問題点、種々御指摘をいただいたところでありますし、地方公共団体のほうからも、支出事務の私人委託について、概括的、包括的に条例に委任するようなことまで具体的な要望がないところもあったものですから、まずは、そのニーズがあるところを見直しをしていて、その上で、さらにその地方公共団体の要請なり、ニーズなりあれば、さらに踏み込んだ形で、さらに裁量性を拡大するような方向で検討してはどうかと、そういう2段階で、意味合いで書かせていただいております。

○山本構成員 その2段階としては、定額というか、画一的な給付について、条例に基づいて私人に委託する方法も検討する余地があるのではないかということですね。

○渡邊理事官 はい。おっしゃるとおりです。

○山本構成員 はい。分かりました。結構です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。追加的に何か御指摘いただければと思いますが。

○片桐構成員 すいません。先ほどの木村先生のやつは落ち着いた感じの……。片桐ですけれども。

落ち着いたと感じるところで申し訳ないんですけど、その木村先生の御指摘は、あれですか。料金のうち、何だろう。法律によって徴収が委託できるようになっているものがまず一方である。公法上の料金、保育料とかの料金のうち、一方で委託できるよう、法律に基づいて委託できるようになっているものがある。

他方で、施行令では、使用料、手数料、賃貸料とかっていうような料金が列挙されて、多分、だから、その法律でできる、認められているものと、残りの料金のうちの何かが多分できなくなってきたところ、その部分がもうちょっと拡大できる、自由に拡大できる余地があるんじゃないかってそういうことなんですかね。

○木村構成員 はい。列記事項の問題そのものではありませんが、自治体のフリーハンドという意味では、前提として、そういう趣旨を含んではいます。

○片桐構成員 趣旨なんですね。ところで、その間のものって何かあるんですかっていう疑問が、使用料、手数料、賃貸料って言っちゃったら、ほかに料金ってあるのかという感じがするんですけど、具体的に何かありますか。という疑問があって、だから、結局、だから、もう既にずるずるに全部できるんじゃないかろうかという感じがします。むしろ、条例でやるっていうのは、規律を増す方向に作用するんじゃないかという気がするんですけど。

○三橋行政課長 すいません。ちょっとよろしいでしょうか、事務局からで。

○高橋座長 どうぞ、事務局。

○三橋行政課長 すいません。今の木村先生のちょっと問題意識はよく捉え切れてないのですけれども、まず、徴収事務についてのお話で木村先生から先ほどお話があったところでございます。徴収事務について、今でも法律または政令に基づくもので徴収私人信託できるわけですけども、それを法律、政令に基づくものだけじゃなくて、条例によって私人委託ができるようにすべきじゃないかと。そして、条例で定めるものについても、私人委託できるものにすべきじゃないかというのがもともとの木村先生の御指摘だったんじゃないか、だと思っております。

特に典型的なのが、独自で条例で、例えば負担金を徴収するとかいう、独自の自治事

務みたいなものを自治体が設けて徴収するというようなことをやった場合に、それを法律や政令の根拠にしないと取れないというのが不合理であろうと、多分そういう御指摘なんじゃないかなという御指摘だと思っておりました、そうすると、その典型的な例としては、各自治体が条例に基づいて何か施設の負担金を取るとか、そういうものが典型的なかなというふうなイメージを持っておりました。

○片桐構成員 いや、すいません。その施設の負担金の、その負担金の概念なんですけど、例えば、何ですか。使用料とか、手数料とかの概念で説明ができちゃうんだったらほとんどできるだろうし、日本の場合、水道負担金みたいな感じの、ああいう特殊な構造、あとは、B I Dみたいなやつじゃない限り、負担金でそうそうないような気もするんですけど、どうなんですか。で、逆にその負担金がやっぱ徴収まで委託されるということもどうなのかなと思うんですけどということなんですけど。

○渡邊理事官 負担金は、地方自治法で分担金というのがありまして、受益の範囲でその地方公共団体の事業の負担を求めるということができまして、分担金については条例で定めることになっております。片や、負担金は、特に法令上の根拠はなく、地方公共団体の判断で、条例で定めてもいいですし、要綱のようなもので定めるような場合もありますし、特にその法規範、その法規を、規定方法について定めはないですが、負担金についても、分担金とほぼ同じような性格でお金を徴収していることになっています。

で、今は、施行令の158条の2で収納することはできることになってはいますが、徴収については、負担金というものが法律に基づくものもあったり、その性格が非常にばらばらなので、その公権力性を持つものもあるものですから、一概に、一律にその徴収まで委託するとすることはできないんじゃないかということで、今回政令の規定で収納のみを認めさせていただいたところです。

もし、法律の定めに基づく負担金であれば、個別法の規定によって徴収を可能にすることはできることになっております。

○片桐構成員 いや、私も、だから、負担金で整理されるのであれば、それでいいんじゃないかと思っておまして、だから、結局、今のままだもそんなに大きなデメリットはないのではなかろうかという感じが。いや、例えば、その自治体が本当は負担金で徴収したい、分担金とかと同じような性格のものとして徴収したいのに、私人委託をしたいものだから、無理やり使用料で構成するというのが、で、何かゆがみが発生しているとかというんだったら、見直すべきだなというふうに思っているんですけど。いや、という

ことです。

はい。すいません。ちょっと、皆さん、報告書自体には異論があまり大きく、細かいところまではなさそうだったので、ちょっとすいません。今後の議論のために勉強させていただきました。ありがとうございます。

○高橋座長 事務局、何かコメントありますか。

○三橋行政課長 まさに渡邊理事官がお話ししましたように、実は負担金と呼ばれているのは結構いろんなものがありまして、俗に負担金と言われているんですけども、法律や政令に根拠あるものもあれば、今申し上げたように、もう要綱とか、条例とかで独自の負担金という名目で取っているものもいろいろありますし、あるというのが自治体の事務の実態でございました。

実は、私も、まさに前々回ですかね、研究会でも御報告しましたとおり、当座政令改正で収納の範囲を、収納に規定されているものの範囲を広げました。この2月24日に施行されておりますけど、そのときの自治体の調査の中でも、例えば、放課後児童保育の保護者から徴収しているお金ってあるんですけども、そういうものを負担金という形で徴収しているというような例がございました。そういうものについて、法律上は必ずしも、法律は各その所管事業法上、明確な規定がなくて、自治体の中で負担金で取ったり、雑入で取ったり、いろいろなものだったわけなんですけど、それがコンビニ納付ができないんで、収納に困るんだというのであって、それ、収納だけ認めたということでございます。

で、今の先生のお話ですと、今、徴収の議論しておりますので、収納じゃなく、徴収というレベルまでいって、その負担金というものを条例に委任して取ることができるかというふうな議論に恐らくなるんだろうと思いますので、その徴収という世界、収納から、さらにこれで徴収という範囲まで条例にどこまで裁量として、自治体の裁量として認めていくかという議論の中で、その負担金も入るかどうかという議論になるんだろうなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。事務局としては、そういうちょっと理解をしたところですよ。

○高橋座長 片桐先生、それでいいでしょうか。

○片桐構成員 はい。結構です。ありがとうございました。

○高橋座長 ほかはいかがでしょうか。

○木村構成員 すいません。今のお話の延長でよろしいですか。

○高橋座長 どうぞ。

○木村構成員 今の話には、一言だけ付け加えてさせていただくならば、自治法の予定している収入のカテゴリーの問題はともかくとして、法令に基づかない使用料等々の徴収がいろいろあるというのは、今、事務局が御説明されたとおりでありまして、そのうえで、今後、どういうサービスなり、それに対応した収入が、自治体独自に発案されるか分からない、そういう可能性のある状態だと思います。ですので、私としては、もう少し柔軟な対応があってもいいのではないかと思います。今の負担金の話でも、やはり公権力性に縛られた考え方が事務局には濃厚にあるということがよく分かるのですけれども、その辺、もう少し柔軟にできないか。結局のところ、私自身は、このあたりは説明責任の問題だと思っております。徴収に際しての要件の認定のみならず、収納に際しての滞納の場面でも、住民のプライバシーの問題などが濃厚に出てくるわけですので、公権力性云々の問題よりも、むしろそういうプライバシーの配慮のほうが強く求められるのではないかと、前々から申してきたつもりでございます。

なおかつ、先ほど山本先生の御指摘にもありましたように、支出についてはある程度柔軟な対応を残すような書きぶりにされているわけですので、それとのバランスを考えると、もう少し柔軟な余地があるのではないかとというのが、くどいようではありますが、私の感想でございます。

この話はこのくらいにさせていただいて、もう一言、よろしいですか。

○高橋座長 どうぞ。

○木村構成員 ついでに一言申し上げますと、前回申し上げたことにも関係するのですが、この報告書全体が、対外的にどういうふうを受け止められるのかということ考えた場合に、先ほど私はもっと自治体のフリーハンドを認めてはどうかという言い方をしましたが、基本的には、先ほどの徴収と収納の区分の話を除くと、できるだけ慎重にやったほうが良いという思いが強くなります。

この報告書の基本的なトーンとしては、私人委託を広く認めて、その代わりに制約としては、事前のチェックとして要件を定める、あわせて事後のチェックをしっかりとするという論旨だと思います。

先ほど建部先生がおっしゃったような、解除か取消しかはともかくとして、事後の監督権限をしっかりと定めることはもちろん重要ですが、このあたりは通常の許認可の場合と同じなんですね。許認可の要件をしっかりと定めて、事後的な監督をしっかりと定め

る。指定代理納付の指定の場合と同様に、事前のチェックと事後のチェックをかけるという方向性であって、要するに、通常の許認可と同じ仕組みにすることを了解した報告書なんだと読まれる可能性は高いと思います。

指定代理納付の要件には、経理的基礎とか技術的能力とかが条文で上がっていると思いますが、そういうものに倣って要件を定めるということであれば、結局のところ、よくある許認可の要件を定めて、よくある許認可の監督権限を定めるという、それだけの話だと受け取られる可能性はあると思います。

私自身としては、それだけでは本来足りないんじゃないかという思いがございまして、だからこそ、かなり遠慮しながらも損害賠償責任の話にこだわったという経緯がございまして。通常の行政作用と違って、そういう事前のチェックと事後のチェックだけでは済まないから、まさに自治法の243条の2の2という特別な賠償責任があるわけでありまして、公金に直接関わる問題については、通常の許認可とは違う仕組みが自治法で定められていると私は認識しています。それにもかかわらず、この報告書は、そのような伝統的な公金の管理を逸脱して、許認可と同じレベルに落とされていると見られる可能性がありまして、その辺、正直、私自身はじくじたる思いがございましてけれども、今のこの一年の議論を取りまとめるということであればやむを得ないのかなという感じはしております。

その延長で前回ちょっと申しましたけれども、伝統的な公金管理の仕組みというのは、要するに、限られた人にしっかりと管理させる、指定金とか会計管理者をはじめとした限られた人に慎重に管理させるという仕組みが取られているわけですが、この報告書は、その例外について、許認可と同じレベルで広く認めるという方向性をオーソライズしたと読むこともできると思います。

ちょっと長くなって申し訳ないですけど、伝統的な考え方というのは、私の理解だと、もともと無過失責任なんですね。損害賠償にしても無過失責任であって、なおかつ担保を事前にとっておく。さらに、何かトラブルがあった、それこそ使い込みなどがあった場合には強制徴収できるという、3点セットが用意されていたはずなのですが、日本の場合には、フランスと違って強制徴収の仕組みがそもそもなくて、なおかつ、損害賠償の要件も、無過失責任から、いつの間にか通常の重過失とか過失の要件になってしまっています。担保についても、出納長や収入役については第二次大戦前にありましたけれども、現行法ではそれもなくなっているということで、通常の行政に近いレベルに落ち

着いてしまっています。そうなりますと、果たして、公金管理の特殊性がどこにあるのか、自治法の243条の2の2のような規定を置く意味がそもそもあるのかという話につながってくる可能性はあると思います。そういう意味で、非常に重たい報告書だと私は考えております。ですから、今の段階でどう書き換えられるかというレベルではないと思いますが、そういう大きな問題をはらんでいるということを申し上げておきたいと思っております。

一言だけ付け加えさせていただくと、先ほどの伝統的な公金管理をかたくなに維持しているのが指定金の制度だということです。事前の担保提供という、以前、出納長や収入役に課していたような仕組み、これはフランスでは現行法でもある仕組みなのですが、今なおそういう仕組みを課せられているのが指定金であって、指定金の側にしてみれば、この報告書の方向感からすれば、もうこんな古いしがらみは要らないと言ってくる可能性は多分にあると思います。

最後の点については、そういう大きな問題を含んだ報告書だというふうには、私は認識しております。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

木村先生のご指摘をどのように踏まえるかという点については、事務局よく考えてみていただければありがたいと思います。

○三橋行政課長 はい。

○高橋座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

まだまだ時間残っています。特段意見がないというふうにおっしゃった先生方、結構多かったものですから、意見は出そろったのではないかと思います。山本先生、追加で何かございますか？

○山本構成員 いえ、特に追加でございません。

○高橋座長 分かりました。

幾つか御提案あって、特に位置を入れ替えたりするようなもの、それからほかの文書との表現ぶりの確認、調整が取れているかどうか確認していただくもの、それから、最後の木村先生の思い、どういうふうを受け止めていくのか。この辺については私と事務局のほうで相談して調整したいと思っております。従いまして、基本的にはこれで決定し、修正については、私のほうで御一任いただけるということでよろしいでしょうか。どうも

ありがとうございます。事務局、それでよろしいですか。

○三橋行政課長 はい。お願いします。ありがとうございます。

○高橋座長 分かりました。

それでは、調整、終わりました後に公表させていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後に、来年度の開催について、事務局から御説明頂戴したいと思います。

○渡邊理事官 また、調整した上で改めて御連絡させていただきたいと思います。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会させていただきます。お忙しいところ、どうもありがとうございました。引き続き来年度もよろしくお願いいたします。